

介護保険計画課關係

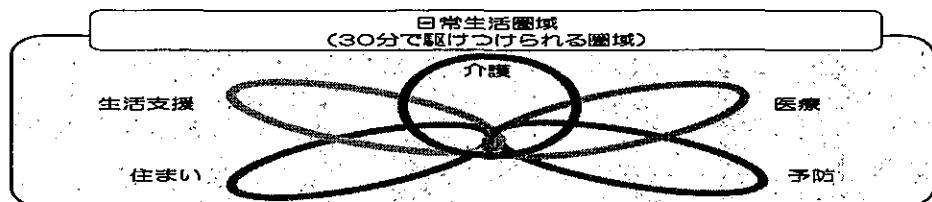
1. 地域包括ケアを念頭において第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の基本的な考え方（地域包括ケアの推進について）

（1）計画策定の際の地域ニーズの的確な把握について（より的確に地域の課題等を把握できる日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施）

第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成に当たっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、取り組むことが重要である。

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行わざることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）

- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

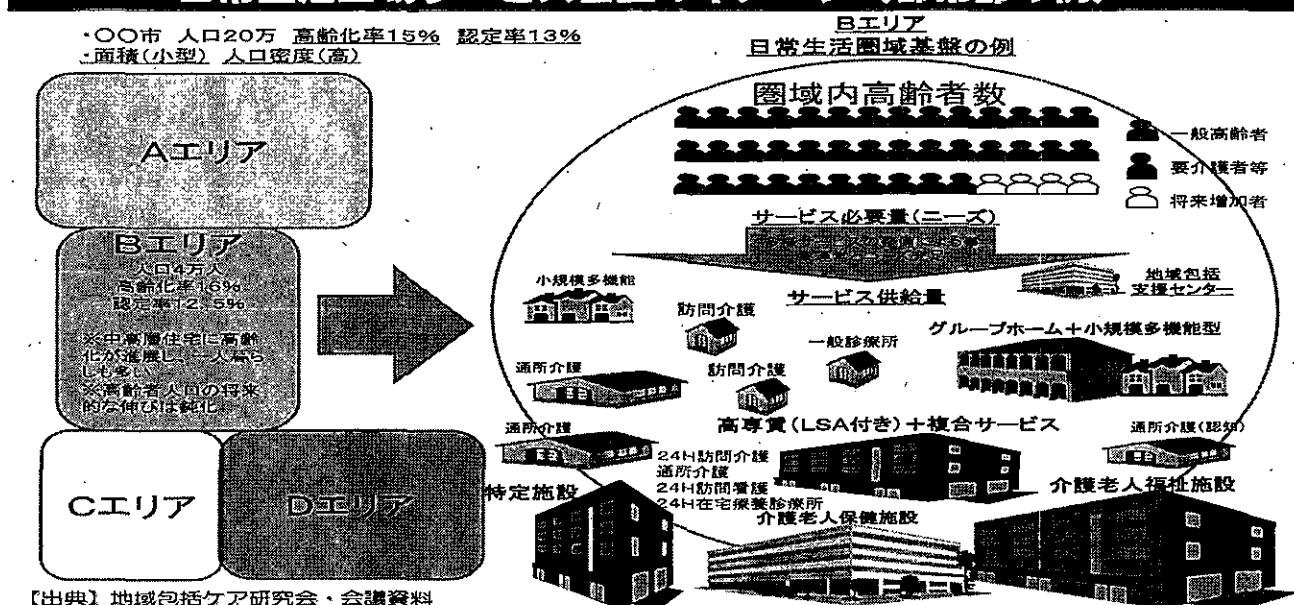
④見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進

⑤高齢期になつても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専室を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）



この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、

- ①どこに、
- ②どのような支援を必要としている高齢者が、
- ③どの程度生活しておられるのか、

等をより的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足の無い目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備に繋げ、地域で必要な介護サービス等が確実に提供される体制の整備を進めることが重要である。

このようなことから、第5期計画を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をより的確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）について本年度57の保険者でモデル事業を実施し、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、先般日常生活圏域ニーズ調査の成案をお示ししたところである。

日常生活圏域ニーズ調査は、モデル事業を実施した自治体からも、軽度認知症、虚弱、閉じこもり等の傾向の見られる高齢者が、どこに、どの程度生活しておられるのかが把握でき、地域ごとの高齢者の課題が鮮明になり、各課題に即した的確な対応手法を計画ベースで検討できるようになったといった評価をいただいていることから、高齢者のニーズをより的確に把握する有効な手法として考えている。

第5期計画の策定に当たって、日常生活圏域ニーズ調査を積極的に実施していただき、地域の課題、ニーズをより的確に把握し、不足している施策やサービス等を分析して必要な介護サービスの基盤整備を構築する等、精度の高い第5期計画（必要なサービス量等）の策定に繋げていただきたい。また、日常生活圏域ニーズ調査結果については、個々の高齢者の状態にあった個別ケアの推進にも活用いただきたい。

なお、日常生活圏域ニーズ調査やそれを踏まえた基本的な地域の課題の把握は、既にお示ししている調査の実施方法等に基づき実施・把握することができるが、日常生活圏域ニーズ調査で明らかになった課題の分析・評価手法の例を本年4月中を目途に、介護保険事業計画策定のためのテキストの中で情報提供を行う予定（別添参考資料1）。

【参考：地域支え合い体制づくり事業の活用について】

※「振興課関係5. 地域支え合い体制づくり事業（平成22年度補正予算）について」を参照

先般情報提供したとおり、平成22年度補正予算における「地域支え合い体制づくり事業」（予算額200億円（介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し））の要綱（別記2の2（1）イ②）に規定された「地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備」の事業実施の前置として、日常生活圏域ニーズ調査の実施が行えることとなっているので、実情に応じて実施の検討をお願いしたい。

〔補助基準額：1事業あたり500万円以内〕